

こよう かん ついかいけん しゃかいこようせいど
雇用に関する追加意見：「社会雇用制度について」
 ねんさんがつついたち たい しゃせいどかいかくすいしんかいぎ
2010年3月1日 第4障がい者制度改革推進会議
 にほんしゃかいしきよつたいがく さどうひさお
日本社会事業大学 佐藤久夫

ざいだんほうじんみのおもてしょうがいしゃじぎょうだんじょうむりじ じむきよくちょう
 財団法人箕面市障害者事業団常務理事・事務局長の
 くりはらひさしし よ みのおもて しがけん しょうぼう かつよう
 栗原久氏から寄せられた、箕面市と滋賀県の情報を活用しつつ、
 さとう いけん
 佐藤の意見をまとめたものである。

こようりつ さべつきんし しゃかいこよう しゃ とくちょう い
A はじめに：「雇用率」、「差別禁止」、「社会雇用」の3者の特徴を生かして

しゃかいこようせいど おお こうせいじん どうにゆう ていげん
 「社会雇用制度」についてはすでに多くの構成員がその導入を提言
 している。ただし表 現はまちまちで第3回推進会議資料では
 しゃかいてきしゅうろうつ しゃかいしえんこよう ほここよう しゃかいてきしぎょうしよ
 「社会的就労」、「社会支援雇用」、「保護雇用」、「社会的事業所」、
 ちんぎんほてんせいど ほしよきんこよう
 「賃金補填制度」、「補助金雇用」、「ソーシャルファーム」、「ソーシャルエン
 タープライズ」など多様である。

わたくし りかい とくちょう しょうがい ろうどうのうりよく ていか
 私の理解ではその特徴は、障害のために労働能力が低下して
 いる人であつ「合理的配慮」によつても通常の最低賃金（あるいは
 さいていちんぎん かせぎだ こんなん ひと たいしよつ ぶそくぶん
 最低賃金プラスアルファ）を稼ぎ出すことが困難な人を対象に、不足分
 を国・社会が補助することによつて企業・事業所の負担を軽減し、そ
 の人が労働法規の対象となる労働者として社会参加できるようにする
 制度である。

じゅうぶん ろうどうのうりよく しょうがいしゃ ごうりてきはいいりよ
 したがって、十分な労働能力のある障害者や、「合理的配慮」
 があれば雇用される障害者は対象とはせず、これらの障害者は主に
 こようさべつきんしせいど かくきぎよう せきにん こよう ほしよつ いっぼう
 「雇用差別禁止制度」で、各企業の責任で雇用の保障をしてもらう。一方
 しょうがいしゃこようりつせいど こべつきぎよう まか かくきぎよう れんたい
 「障害者雇用率制度」は、個別企業に任せただけでなく、各企業が連帯
 して障害者雇用の責任を果たせるよう、障害者雇用に伴う経済的
 負担が平等になるよう調整する。

これらのうまみを生かして総合的な障害者雇用制度を作るべきである。

しょうがいしゃ こよう
**3つの障害者雇用のアプローチの
 特徴**

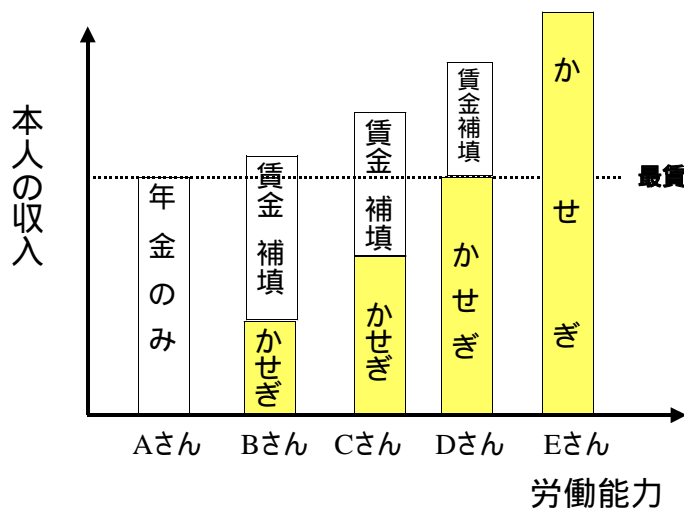
	もくてき 目的	しょうてん 焦点	せきにん 責任 しゅたい 主体	ろうどう 労働 のうりよく 能力
こようりつ 雇用率	けつがひら 結果平	しょうがい 障害	じぎょうぬし 事業主	高 /

	とう 等	のうりよく 能 力 / しょうがい 障 害	しゅうだん 集 団 しぎょうぬし 事 業 主	ちゅう 中 たか 高
さべつ 差 別 禁 止	きかい 機 会 とつ 等	のうりよく 能 力 / しょうがい 障 害	くに 国	ちゅう 低 / 中
しゃかい 社 会 よう 雇 用	けつが 結 果 とつ 等	のうりよく 能 力 / しょうがい 障 害		

B 社会雇用(賃金補填)の考え方

下の図では、労働能力が非常に低い人(Aさん)は対象外とし、障害年金で暮らせることとしている。労働能力の高い人(Eさん)も対象外としている。社会雇用の利用者はその中間のBさん、Cさん、Dさんで、本人の稼ぎが多くなるほど賃金補填は少なくなり、しかし総収入はBさんよりCさんが多く、CさんよりDさんが多くなるようにしている。

社会雇用(賃金補填)の考え方



< 検討課題 >

- (1) Bさん、Cさん、Dさんもおそらく障害年金受給資格があるはずで、年金との調整(年金を受けられる場合は賃金補填を減額する)が必要となる。
- (2) 最賃額、障害年金額、生活保護額の関係はどうするかの検討が必要である。
- (3) 0.5カウントされる短時間労働者の場合、賃金補填よりも「半額

ねんきん たいおう てきせつ
年金」での対応が適切ではないか。
(4) しゃがいこよう は いっぱんきぎょう しゃがいこようじぎょうしょ かんが
社会雇用の場として一般企業と「社会雇用事業所」が考
えられ、後者には運営費補助も必要となる。ノーマライゼーション
の観点からできるだけ一般企業での雇用を進める方策をどう
組み込むか。

C デンマークのフレックスジョブ制度

セーレンさんの例

さいだんせい さいとき せきずいそんしょう くま りよう かずとく
46歳、男性。16歳の時から脊髄損傷で車いす利用。アパートで一人暮ら

し。
しごと がっこうじむいん ぜいこ ねんしゅう えん
仕事は学校事務員。税込み年 収600万円ほど。
げんしよく せいど しゅう じかんきんむ はたら いぜん
現職では「フレックスジョブ」制度により週 18-20時間勤務で働いている。以前
つうじょうきんむ からだ よわ きぎょう しょくば しょうがいしゃ
は通常勤務で体が弱ったから。これは企業・職場にはなく障害者
こじん にんてい しゅうりよう しょうがいねんきん じゅきゅう
個人に認定される。リハビリが終了していること、障害年金を受給して
いないことが条件。この制度で働く場合、賃金と労働条件は本人
こようぬし ろうどうくみあい しゃ あいだ き ちんぎん ほんにん
雇用主・労働組合の3者の間で決められる。賃金の1/2ないし2/3を国が
ふたん たいしょう ちんぎん じょうげん やく えん
負担する。ただしその対象となる賃金の上 限は約800万円。
そのた じょうげん いっぱんこよう おな ゆうきゅうきゅうか
その他の条件は一般雇用とほぼ同じ。有給休暇なども、

「もしフレックスジョブ制度がなかったら、とくに障害者年金を受けて生活する
あま わたくし せいど しょうがいしゃねんきん う せいかつ
ことに甘んじていただろう。私にとってはフレックスジョブ制度によってさらに10年
ねん ろうどうしじょう で えんちょう おも
年、労働市場に出ることが延長させることができたと思う。」

Soeren Ingvar Jensen 「世界各国における障害者の自立生活:デンマーク」、リハビ

リテーション、2007,4,No.492,p14-17

へんおこうし せいど りよう しょうがいしゃ ひと
片岡豊氏によれば、このフレックスジョブ制度を利用している障害者は4万人。

(人口は日本が2.3倍)

へんおこうし しゅうろうせいさく
片岡豊「デンマークにおけるインクルーシブな就労政策」リハビリテーション、2006,12,

No.489,p32-37

D 日本の自治体での社会的雇用

なんにん こうせいいん しょうがい しがけん おおさかのみのおもて かながわけん
何人かの構成員から紹介されているように、滋賀県、大阪府箕面市、神奈川県
よこすかし かながわけんない しちようそん ちんぎんほてんこよう じっし きかん いちねん
横須賀市など神奈川県内の市町村で賃金補填雇用が実施されている。期間を1年
ねん げんてい しょうがいしゃこようほしよきんせいど くに とくていきゅうしよくしゃこようかいはつ
2年などと限定した障害者雇用補助金制度は国の「特定求職者雇用開発
じよせいきん た しちたい しょうがいしゃこようしよつれいきん
助成金」や他の自治体での「障害者雇用奨励金」などがある。
よこすかし しょうがいしゃこようしよつれいきん ちてきしょうがいしゃまた せいしん
横須賀市の「障害者雇用奨励金」は知的障害者又は精神

しょうがいしゃ かげつじじょうこよう じぎょうぬし げつがく えん じよせい
障害者を3か月以上雇用しようとする事業主に、月額4万円を助成
するもので期限はついていない。
しがけん みのおもて せいど いてい ようけん み しょうがいしゃじぎょうしょ
滋賀県と箕面市の制度は一定の要件を満たす障害者事業所・
しゃがいてきじぎょうしょにたい ぶんえい ひほじよ ちんぎんほてんぶん ほじよ しきゆう
社会的事業所に対して運営費補助と賃金補填分の補助を支給するも
ので、賃金補填分は箕面市では上限(年額約11.8万円)を設けて
しはらいちんぎん ぶん そうとうがく じよせい しがけん ひとり げつがく
支払賃金の4分の3相当額を助成、滋賀県では1人あたり月額7.5
万円を助成している。

しかしこれでもなお、つうきん つきは つかぶん こうひししゆつがく ひかく
通勤する月20日分の公費支出額を比較すると、
せいかつかいこ りよう ばあい ねんがくやく えん しゅうどほうもんがいこういたち
生活介護を利用した場合の年額約350万円、重度訪問介護1日
ごじかん りよう ばあい ねんがくやく えん くら ほんがくていど
5時間を利用した場合の年額約330万円に比べて、半額程度の160
えん ししゆつ しょうがいしゃ いきがい たか じりつしえん
万円の支出ですみ、障害者の生き甲斐もはるかに高いとする。自立支援
ほう りよう し ふたん がん しゃかいこよう し ざいせい あつぱく
法を利用すれば市の負担は4分の1なので、社会雇用は市の財政を圧迫
しており、これ以上利用者を増やすのが困難となっている。

いずれにせよ、すいしんかいぎ ぶがい こんない とりく
推進会議の部会では、こうした国内の取り組みのヒアリ
ングをじっくりと行うこと、そしてヨーロッパの経験を学ぶことが必要
であろう。

いか みのおもて しがけん しゃかいこようせいど りよう しょうがいしゃ じれい
以下は、箕面市と滋賀県の社会雇用制度を利用している障害者の事例
である。

E 社会的雇用の実例(大阪府箕面市及び滋賀県の例から抜粋)

しゃがいてきこよう じつれい おおさかふみのおもておよ しがけん れい ばっすい
以下は、大阪府箕面市における社会的雇用の場、また滋賀県における
しゃがいてきじぎょうしょ じつれい どう ききと ききと
社会的事業所での実例をメール・ファクス等で聴き取ったものです(聴き取り
ひにかつ ひ
日=2月18日・19日)

こんかい しゃがいてきこよう ぜんご はたらきかた い へんかとう
今回は、社会的雇用の前後での働き方・生きがいの変化等、
しゅうにゆう へんかとう ききと じつざい しゃがいてきこよう ば
収入の変化等のみにしぼって聴きましたが、実際の社会的雇用の場では、
いわけり「合理的配慮」に基づく様々な人的支援・物理的工夫がなされてお
り、そのため、いっばんしゅうろう こんなん りしよく くりがえ ひと
が、安心して働ける場になっています。

その上で、さいていちんぎん ちんぎん え
賃金補填がなされているため、最低賃金をクリアした賃金を得る
ことができます。

こじん とくてい せいべつ ねんれい ちいき みのお しが じゅうじ
個人が特定されないように、性別・年齢、地域(箕面か滋賀か)また従事
している仕事内容(個々には記載していませんが、菓子製造、リサイクルショップ、
はなや きうさてん しょくどう いんさつ せいそう こうえんかたんかんり
花屋、喫茶店、食堂、印刷、清掃、公園花壇管理、リサイクルセンター(カ
ン・ピン選別業務)事務等です。

なお、みのおもて しがけん しゃがいてきこよう ば しゃがいてきじぎょうしょ こしょう こと
箕面市と滋賀県とで、社会的雇用の場、社会的事業所と呼称が異
なりませんが、こんかい じれい こんない
今回は、個々の事例が特定されないように、どちらも「社会的雇用

ば
の場」としました。

1. 一般就労(離職)社会的雇用のケース

(1) 知的障害者

数か所の離職を経て、社会的雇用へ。一般就労では障害への理解が得られず、いじめにあい大変落ち込んでいたが、社会的雇用での現在は人間関係が大変良好で、仕事が楽しい日々。収入は、一般就労も社会的雇用も、月9万円+年金8万円=17万円が変わらず。

(2) 知的障害者

数か所の離職を経て、社会的雇用へ。一般就労では現場仕事の親方や同僚のストレス解消の「はげ口」として、殴られる日々。そして欠勤してまた殴られ欠勤という繰り返し。義父の残した家賃滞納で追い出されそうになるが、社会的雇用の場に相談し、そこから資金を借りて返済。また毎月の給料から(社会的雇用の)事業所にも返済。更に、一般就労時代に年金を担保に、親族のサラ金肩代わりをさせられ、もめるが、社会的雇用の同僚が相談に乗り弁護士等を通じ解決へ。「普通の会社ではこんなことまでしてくれない、社会的雇用の場で働いているから難しいことをやってもらえる」と本人の声。収入は、一般就労時代は欠勤が続く賃金としては無収入状態(年金6万円のみ)だったが(家族全体で生活保護受給の時代もあった)社会的雇用では月12万円+年金6万円=18万円。

(3) 精神障害者

一般就労時に発病し、離職後求職活動をするが就職しても1か月持たない。その後社会的雇用で働き、「疲れていても周囲がきつく言わない(本人談)」状況故、継続している。精神障害故の緩慢な動きが出ることに對しても、同僚の知的障害者たちがそのことを責めずに受け止めている。収入は、離職時は無く(年金5万円のみ)社会的雇用では月10万円+年金5万円=15万円。

(4) 知的障害者

一般就労で人間関係が原因で離職し、社会的雇用へ。社会的雇用の場が運営する店舗を店長として切り盛りする一方、賃金をもとに、家族から独立した生活を始めたが、社会的雇用の場の同僚たちが何度も相談に乗り、サポートした。収入面は、一般就労離職時は無収入(家族に依存)社会的雇用では月10万円(総収入)社会的雇用の場の前後とも年金は無い。

(5) 知的障害者
 ある程度理解のある一般企業で働いたが、本人に常に関わられるほどの人的余裕はなく、次第に欠勤が続き離職、その後社会的雇用へ。社会的雇用では常に周囲が本人とのコミュニケーションをとれるため、欠勤もなく継続している。
 収入は、一般就労では月6万円から欠勤続きで1万円になり(+年金6万円=7万円)、社会的雇用では月10万円+年金6万円=16万円。

2. 一般就労福祉的就労社会的雇用のケース

(1) 精神障害者
 離職後一挙に収入が減り、家賃の支払いに困り親戚等に頼ったが、社会的雇用では収入が安定し、家賃が支払えるようになった。そして、人と対話する事、お客さんに挨拶することで気分が救われるようになった。症状はあるが、働く場があり、自宅に引きこもらずに済み、暮らしていることが今の幸せである。
 作業所時代は月9千円+年金8万円=9万円、社会的雇用では月9万円+年金8万円=17万円。家賃を支払うことができ、親族に迷惑をかけないで暮らせることができるようになった。その結果もあり、気持ちに余裕ができ、人と会話を楽しむ事もできるようになり、出勤が苦

(2) 知的障害者
 支援学校卒業後、一般就労からの離職、複数の福祉的就労を経て、在宅後、社会的雇用へ。自閉的傾向があり、今でも人間関係は苦手だが、社会的雇用の同僚がそのことを理解しているため、安心して働いている。今後は地域での自立生活の計画をたてたいと考えている。
 福祉的就労では月2万円(+年金8万円=10万円)等、社会的雇用では、月6万円(+年金8万円=14万円、なお週3日勤務)。

(3) 知的障害者
 中学卒業後、一般就労での離職を繰り返すのち、「ヤクザ」の使い走りから、服役をするような事態に至るようになり、その後一旦福祉的就労につくが、そこも離れホームレスになる。ホームレス支援を受け、地域生活で生活保護受給の後、就業・生活支援センターなどの支援で社会的雇用につき、生活保護も打ち切りになるが、本人は「俺もやっと税金の世話にならんで一人前になった」と喜ぶ。
 生活保護(月6万円の年金含む)では月13万円の総収入だったが、現在は賃金月8万円+年金6万円=14万円。本人は

せいかつ ほごう うちき む いっしょうけんめいはたら いま しみんとう
生活保護打ち切りに向け一生懸命働き、今は市民等から
「ご苦労様」とかけられる声が何よりの励みと自慢。

3. 福祉的就業社会的雇用のケース

(1) 知的障害者

社会的雇用では同じような障害者仲間、理解ある従業員と
接することで、授産施設時代よりも、人間的成長が格段にあった
(親の意見)
収入は、授産施設時代は月1万円+年金8万円=9万円、
社会的雇用では月9万円+年金8万円=17万円、本人の生活の
費用の一部を自分の仕事で稼ぎ出せる事に、本人も家族も大きな喜び
を感じている。

(2) 身体障害者

授産施設で重度身体障害者が利用できるパソコン支援機器に
出会い、社会的雇用で就職し、食事・排泄・移動等全面介助
の支援を受けながら、機関紙制作に携わる。また、社会的雇用の場で
は、司法修習生の社会修習受け入れ担当者であり、司法
修習生と、文字盤で会話することで、既存の「障害観(同情的
対象等)」を崩してもらうことにチャレンジしている。このことは他の
健全者スタッフでは到底真似のできない「啓発の価値」を生んでいる。
また現在は重度障害者としての地域自立生活をめざしている。
収入は、授産施設では月4千円+年金8万円=9万円、
社会的雇用では月10万円+年金8万円=18万円。

(3) 知的障害者

支援学校卒業後、施設に通所、訓練機関に通うが一般就業
できず、デイサービスを検討するも、「働きたい」思いが強く、
社会的雇用へ。社会的雇用の場では、得意の「描くこと」を生かした
スケッチをもとにした商品を開発。
以前は無収入(年金のみ月6万円)、社会的雇用では月9万円
+年金6万円=15万円。

(4) 知的障害者

授産施設を複数経験し、社会的雇用へ。既に20年。お客さん
相手の仕事なので、大変なときもあるし、同僚に支えられ、頑張っ
ている。仕事はやりがいがあり、現在は親から離れ、独立。
授産施設では月8千円+年金8万円=9万円、社会的雇用では
月12万円+年金8万円=20万円。

(5) 知的障害者

授産施設から社会的雇用へ。自分の稼いだお金で余暇活動をした
り、親戚の子にプレゼントを買ってあげられるのが嬉しいとのこと。「頑張

はたら きん しょうらいかいがいりょこう い
って働いてお金をためて、将来海外旅行に行きたい」とのこと。
授産施設では月8千円+年金6万円=9万円、社会的雇用では
月11万円+年金6万円=17万円。

(6) 知的障害者

ぶくしてきしゅうろう じぶん せっきよくてき なに
福祉的就労では、自分から積極的に何かをすることはなく、どち
らかという受身的だったが社会的雇用の場では、作業への向上心
をもって様々なことに挑戦し、仕事の幅が広がっている。この仕事を
一生続けたいと目を輝かせている。
福祉的就労では月1万円(+年金8万円=9万円)社会的
雇用では月11万円(+年金8万円=19万円)。

4. 入院生活保護等社会的雇用

(1) 精神障害者

いっばんしゅうろう しょく てんてん いそんしゅう
一般就労で職を転々、アルコール依存症のもと、ホームレスに
なり、精神病院に措置入院。退院後生活保護・訪問看護を受
けつつ通院し社会的雇用へ。社会的雇用後も、アルコール依存症
は続き入院を繰り返す。仕事でミスも多発。しかし、社会的雇用
の同僚の粘り強い相談・支援で酒を断つことができた。一番大きな
効果は、「心の居場所」の感覚であり、「共に支える働き方」が大き
な成果をもたらせた。自分をしっかりと受け止めてくれる「場」の存在が、心
を開き、今では「生きる勇気がわいてきた」と口にする。
生活保護時は月12万円だが、社会的雇用では月7万円+
収入認定後の生保護5万円=12万円、年金は社会的雇用の場
の前後ともない。

5. 在宅社会的雇用

(1) 身体障害者

しえんがっこうそつぎょうご しゃかいてきこよう ばせつりつ かか
支援学校卒業後、社会的雇用の場設立に関わるが、それがなけ
れば入所施設が在宅。現在、ガイドヘルプの利用を週1日おこな
っているが、社会的雇用の場がなければそのサービスが格段に増える。
重度身体障害者であり、言語障害もあるため、社会的雇用の場
の経営機関(運営会議)での発言には時間がかかるが、かえって「お互
いがお互いに耳を傾ける」事業風土を生みだしている。
社会的雇用の場では、9万円の給料+年金8万円+収入
認定後の生活保護4万円(介護料含む)=21万円。

(2) 知的障害者・精神障害者

はいくつしゃ しゃかいてきこよう
配偶者と死別後、生活保護受給し、社会的雇用。
生活保護では20万円(子供2人含む)社会的雇用では月10万円
+遺族年金・障害年金、生活保護は打ち切り。